

## マザーズの信頼性向上及び活性化に向けた上場制度の整備等について

平成22年12月21日  
株式会社東京証券取引所

### I 趣旨

当取引所では、新興企業に成長資金の調達の間を提供することにより、我が国における新規産業の育成を促進するため、平成11年に成長企業向け市場であるマザーズを開設しましたが、一部の上場会社による不祥事などを契機とした上場審査基準の強化や金融商品取引法における四半期報告制度及び内部統制報告制度の整備などの投資者保護の強化にもかかわらず、本年に入り、新規上場前から継続して財務諸表に虚偽記載を行っていた事案が複数発覚したことなどにより、マザーズの信頼性低下が指摘されていることに加え、新規上場も低迷を続けています。

我が国経済が持続的な成長を維持し続けるためには、新興市場が、成長企業への資金調達機会の提供と、投資者への魅力ある投資対象の提供を通じて、新規産業の育成という機能を果たしていくことが必要であり、政府においても、本年6月に閣議決定された「新成長戦略」に基づき、幅広く「新興市場等の信頼性回復・活性化策の検討」を進めていく方針が示されているところです。

これらを踏まえ、上場審査の実効性向上のため市場関係者との連携を強化するなど、マザーズの信頼性向上を図るとともに、成長企業への資金調達機会の提供という新興市場本来の機能を果たす観点から、マザーズの上場審査の視点及び審査期間の適正化並びにその予見可能性の向上を図るなど、マザーズの活性化に向けた上場制度上の対応を行います。

あわせて、株主総会決議後に組織再編契約が解除される事例が発生していることを踏まえ、その場合の上場維持を可能とするため組織再編行為に係る上場廃止日を見直すこととするなど、所要の制度整備を行います。

### II 概要

項目	内容	備考
1. マザーズの信頼性向上に向けた対応 (1) 財務諸表の信頼性向上のための対応	・マザーズの新規上場申請者については、「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等について、上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所をいいます。以下同じ。）の監査を受けていることを要件とします。	・当取引所が適当でないと認める上場会社監査事務所は除きます。 ・あわせて日本公認会計士協会に対し、上場会社監査事務所登録制度及び品質管理レビュー制度の一層の充実とその適切な運用を要請します。 ・マザーズの上場会社についても、上場会社監査事務所（準登録されているものを含む。）の監査を受ける

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 上場審査の実効性向上のための市場関係者との連携の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当取引所は、マザーズへの新規上場申請が行われた場合には、その旨を、幹事取引参加者として直近3年間において新規上場に係る推薦書等を提出したことがある者に対して通知するものとします。</li> <li>通知を受けた取引参加者は、新規上場申請者の上場適格性の判断に重大な影響を及ぼすおそれのある情報を有している場合には、当取引所に対して、直ちにその内容を報告するものとします。</li> </ul>	<p>ことを義務付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本則市場の新規上場申請者及び本則市場の上場会社についても同様とします。</li> <li>新規上場申請者の商号、本店所在地等の公示されているものの通知を想定しています。</li> <li>取引参加者は、通知を受けた内容を他に漏洩し又は目的外に利用してはならないものとします。</li> <li>主要な監査法人に対しても同様の通知を行い、上場適格性の判断に重大な影響を及ぼすおそれのある情報の提供を要請します。</li> <li>情報が提供された場合には、上場審査において確認するほか、当該新規上場申請者の主幹事証券会社、会計監査人及び財務局と共有し、連携して対応することを要請します。</li> <li>本則市場についても同様とします。</li> </ul>
<p>(3) 市場コンセプト明確化のための対応</p> <p>①マザーズの上場廃止基準の見直し</p> <p>②市場コンセプトへの適合性確認プロセスの新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場後10年を経過したマザーズの上場会社については、本則市場の上場廃止基準と同水準の基準を適用します。</li> <li>上場後10年を経過したマザーズの上場会社は、マザーズへの上場を継続するか、市場第二部に上場市場を変更するかを選択して申請書を提出するものとします。この場合において、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※成長段階の企業を対象とする市場であることを踏まえ、本則市場との比較で緩和しているマザーズの上場廃止基準（株主数、流通株式数、流通株式時価総額及び時価総額の各基準）について、上場後10年を経過した会社を対象に本来の水準に揃える趣旨です。</li> <li>施行日におけるマザーズの上場会社については、施行日の3年後から適用するものとします。</li> <li>その後5年を経過する毎に同様とします。</li> <li>上場廃止の猶予期間に入っている場合又は入ることとなる場合は、猶予期間の解除後に申請書を提出す</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
	<p>マザーズへの上場を継続するときは、申請書に幹事取引参加者の作成した高い成長可能性に係る確認書の添付を要するものとしますが、時価総額が40億円以上の場合は当該確認書の添付を不要とします。</p>	<p>るものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市場第二部に上場市場を変更するときは、上場市場の変更審査を行わないものとします。</li> <li>施行日におけるマザーズの上場会社については、施行日の3年後から適用するものとします。</li> </ul>
<p>2. マザーズの活性化に向けた対応</p> <p>(1) 市場コンセプトに即した上場審査手法の導入</p> <p>(2) 上場審査プロセスの効率化のための対応</p> <p>①「推薦書」の提出時期の見直し</p> <p>②標準上場審査期間の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マザーズの上場審査項目である「事業計画の合理性」の審査については、相応に合理的な事業計画が策定されており、その事業計画を遂行するために必要な事業基盤が整備されていることを確認するものとします。</li> <li>マザーズへの新規上場申請時に幹事取引参加者に提出を求めている「推薦書」については、当取引所が上場を承認するまでに提出すれば足りるものとします。</li> <li>マザーズへの新規上場申請が行われた場合の上場審査については、申請を受理してから2か月以内に完了するよう努めるものとします。</li> </ul>	<p>※上場直後の経営成績が良好となる見込みのあることは要件としないことを明確化し、長期的な視点で事業計画の実現可能性を評価する方法へと変更する趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画を遂行するために必要な事業基盤（人材、設備、資金など）については、上場後に確立される合理的な見込みがあることでも足りるものとします。</li> </ul> <p>※幹事取引参加者の行う審査と並行して上場審査を行うことにより、審査期間の短縮を図る趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本則市場についても同様とします。</li> </ul> <p>※上場審査に要する期間について新規上場申請者の予見可能性を高める趣旨です。</p>
<p>3. その他</p> <p>(1) 組織再編行為に係る上場廃止日の見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社が合併などの組織再編行為を行い上場廃止となる場合の上場廃止日について、効力発生日の3日前（休業日を除</li> </ul>	<p>※株主総会決議後に組織再編契約を解除される事例が発生していることを踏まえ、その場合の上場維持を</p>

項 目	内 容	備 考
直し  (2) 他の取引所からの要請に基づく会社情報に係る報告の新設  (3) E T F の乖離率に係る開示の見直し  (4) その他	外する。) の日を上場廃止日とすることとします。  ・ 上場会社は、有価証券の売買等の公正の確保を図るため、他の取引所からの情報提供の要請を受けて当取引所が会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合は、直ちに照会事項について当取引所に報告するものとします。  ・ E T F の一口あたり純資産額と指標の終値の乖離率に係る日々開示について、それぞれの終値の乖離率を開示する方法から、終値の変動率の乖離率を開示する方法へと改めます。  ・ その他所要の改正を行うものとします。	可能とする趣旨です。  ・ 当取引所が照会を行うのは、他の金融商品取引所から情報提供の要請を受けた場合のうち、当取引所が相当と認めた場合に限り（他の取引所との相互協力を前提とします）。  ※近時、一口あたり純資産額が指標の絶対値と乖離した水準で設定される E T F が上場していることを踏まえ、より適切な開示方法に改める趣旨です。

### Ⅲ 実施時期（予定）

- ・平成23年3月を目途に実施します。
- ・1. (1)、(2) 及び2. の上場審査の取扱いに関する改正については、施行日以後に新規上場申請を行う者から適用します。
- ・1. (3) の市場コンセプト明確化のための対応については、施行日におけるマザーズの上場会社については、施行日の3年後から適用するものとします。

以 上